

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三川町は、庄内地方のほぼ中央に位置し、面積の3分の2を水田が占め、高品質米の産地として、農業を中心としてきた町である。

人口は、旧3村が合併して三川村となった1955年（昭和30年）の10,751人をピークに、緩やかに減少を続け、子育て世代に対する支援を行っているものの、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）によると、2040年には、約6,500人に減少すると推計されており、生産人口の減少と共に高齢化率が高くなっている。

また、三川町の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等、多岐にわたっている。

本町には、国道7号線が町内を縦断していたことから、古くから庄内地方の交通の要衝となっていたが、平成13年にジャスコ三川店（現イオンモール三川）が出店して以降、平成17年には、2つの大型のショッピングセンターが出店したことに伴い、庄内地域最大の商業施設が集積している。

更に、中堅都市酒田市と鶴岡市の間に位置することから、町内への企業進出が進み、国道7号三川バイパスの全線開通（平成15年）及び庄内空港までのアクセスの良さから、立地を考える企業が増えてきた。

しかしながら、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置するとこれまで進出してきた企業等の流出にも繋がりがねない。

このような中、町が主導し産業団地を造成しながら企業の集積を図り、固定資産税減免等の措置は行ってきたものの、企業活動に直結する補助事業等の実施にはいたっていない。

そのため、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、庄内地域で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、庄内地域の企業集積都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性（※1）に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上を目標とする。

※１ 労働生産性とは

（営業利益＋人件費＋減価償却費）

労働投入量（※２）

※２ 労働投入量とは

労働者数又は労働者数×１人当たりの年間就業時間

２ 先端設備等の種類

三川町の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町内のみならず、庄内地域の経済、雇用を支えているため、これら産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

現存している落合工業団地、天神堂工業団地、みかわ産業団地など企業集積地域のみならず、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地区域は三川町内全域とする。

（２）対象業種・事業

① 対象業種

三川町の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町内のみならず、庄内地域の経済、雇用を支えているため、これら産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

② 対象事業

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進基本計画に合わせて、本計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税等の租税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。